

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り

5,000億円規模で徹底的に支援



設備投資・販路開拓

サプライチェーンの毀損等にも対応



経営環境の整備

相談窓口の設置等で経営を下支え



本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 で検索、
または、右のQRコードよりご確認ください。



また、最新情報については、e-中小企業ネットマガジン・中小企業庁
Twitterでも、ご登録いただいた方に随時配信しております。

e-中小企業ネット
マガジンの登録



 e-中小企業ネットマガジン で検索
または、右のQRコードよりご確認ください。



中小企業庁
Twitterのフォロー



 @meti_chusho で検索
または、右のQRコードよりご確認ください。



目次

0. 経営相談窓口の開設 2

1. 資金繰り支援

- ①セーフティネット保証4号・5号 3
- ②セーフティネット貸付の要件緩和 4
- ③衛生環境激変対策特別貸付 5
- ④金融機関等への配慮要請 6

2. 設備投資・販路開拓支援

- ①生産性革命推進事業 7、8
 - ものづくり・商業・サービス補助
 - 持続化補助
 - IT導入補助

3. 経営環境の整備

- ①下請取引配慮要請 9
- ②官公需における配慮要請 10
- ③雇用調整助成金の特例措置 11、12
- ④小学校等の臨時休業に伴う 13
 - 保護者の休暇取得支援
- ⑤テレワークに関する情報提供 14
- ⑥テレワーク導入にご活用いただける支援策 15
- ⑦現地進出企業・ 16
 - 現地情報及びジェットロ相談窓口
- ⑧輸出入手続きの緩和等について 17

【新着情報】

- 雇用調整助成金について、自治体の長が一定期間の緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域の事業主に対して、更なる拡充を実施します。（12ページ）
- テレワーク関連情報を追加しました。（14、15ページ）

経営相談窓口の開設

1月29日（水）より中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応。

どんな内容の相談ができるの？

例えば以下の様なご相談をいただいております。

①観光バス事業を展開。2月からの予約が全てキャンセル。従業員への給与支払い等資金繰りに不安がある。

→資金繰りに関し、日本政策金融公庫の貸付制度や信用保証協会の保証制度をご案内するとともに、各窓口をご案内。従業員給与関連では、雇用調整助成金の特例をご案内。

②インバウンド向け免税店を展開。コロナウィルスの影響で中国、韓国等からの利用客が激減。

→今後の経営の相談先として、よろず支援拠点をご紹介します。

上記はあくまで一例です。

まずは一度、経営相談窓口までご連絡ください。

【お問合せ先】新型コロナウイルスに関する経営相談窓口
※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



セーフティネット保証 4号・5号

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。
（売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合）

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。
（売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合）

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

SN4号：3月2日（月）に全都道府県を指定しました。

SN5号：既に指定業種となっている旅行業に加え、3月3日（火）宿泊業、飲食業など40業種を対象と決定しました。指定業種は経済産業省・中企庁HPより、ご確認ください。

※ご利用手続の流れ（4号・5号）

①対象となる中小企業者の方は、本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市区町村に認定申請を行います。

②希望の金融機関又は最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます（事前相談も可）。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

【お問合せ先】最寄りの信用保証協会

※経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」または右のQRコードよりご確認ください。



セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【金利】

基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91%

※令和2年2月3日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2月14日（金）より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。詳しくは日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫

融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

衛生環境激変対策特別貸付

衛生環境激変対策特別貸付とは？

感染症または食中毒の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来している生活衛生関係営業者の経営の安定を図るための特別貸付制度。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方

- ①最近1ヵ月間の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。
- ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

【資金の使いみち】

運転資金

【融資限度額】

別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円）

【金利】

基準金利：1.91%

ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利－0.9%

※令和2年2月3日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫

融資第二部生衛・創業融資班：098-941-1830

金融機関等への配慮要請

2月7日（金）に新型コロナウイルス感染症により、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないよう、関係機関と連携し、政府系金融機関等に対して要請を行いました。さらに、2月28日（金）にも年度末の資金繰りに万全を期すよう、改めて配慮要請を実施しました。

どんな配慮を要請しているの？

政府系金融機関等に以下の配慮を要請しております。

- ① 適時適切な貸出
- ② 返済猶予等の既往債務の条件変更
- ③ 企業の実績に応じた十分な対応
- ④ セーフティネット貸付の活用（日本政策金融公庫および沖縄振興開発金融公庫に対して）

なお、民間金融機関に対しても、2月7日（金）、金融庁から、事業者への積極的な支援（事業者を訪問するなどの丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更等）を要請しております。2月28日（金）にも年度末の資金繰りに万全を期すよう、改めて配慮要請を実施しました。

【お問合せ先】

中小企業庁 事業環境部 金融課：03-3501-2876

金融庁 監督局総務課 監督調査室：03-3506-6373

生産性革命推進事業

生産性革命推進事業（令和元年度補正予算3,600億円）において、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓に取り組む事業者を優先的に支援します。

具体的には、

①ものづくり・商業・サービス補助金

②持続化補助金

③ I T 導入補助金

の採択審査において、今般の感染症の影響を受けながらも生産性向上に取り組む事業者に対して加点措置を講じます。

詳細は、今後速やかに下記 H P に掲載いたします。

（中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト）

<https://seisansei.smrj.go.jp>



【お問合せ先】

中小企業基盤整備機構 企画部

生産性革命推進事業室：03-6459-0866

① ものづくり・商業・サービス補助

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。

【対象】 中小企業・小規模事業者

【補助上限】 原則1,000万円

【補助率】 中小1/2 小規模2/3

【想定される活用例】

- ・部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う
- ・感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設・増強する
- ・中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する

※加点には、サプライチェーンの毀損等の影響を受けている客観的事実を証明するための書類の提出が必要

② 持続化補助

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

【対象】 小規模事業者

【補助額】 ～50万円

【補助率】 2/3

【想定される活用例】

- ・小売店が、インバウンド需要の減少を踏まえ、店舗販売の縮小を補うべくインターネット販売を強化する等、ビジネスモデル転換を図る
- ・旅館が、自動受付機を導入し、省人化する

※加点には、感染症の影響によって売上減少等を証明するための書類の提出が必要

③ IT導入補助

事業継続性確保の観点から、ITツール導入による業務効率化等を支援。

【対象】 中小企業・小規模事業者 等

【補助額】 30～450万円

【補助率】 1/2

【想定される活用例】

- ・在宅勤務制度を新たに導入するため、業務効率化ツールと共にテレワークツールを導入する

※加点には、事業継続力強化に資するコミュニケーションツールの導入が必要

下請取引配慮要請

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業への取引上のしわ寄せ防止のため、業界団体等を通じて、親事業者に配慮を求める要請文を発出。

どんな配慮を要請しているの？

業界団体等（1,129団体）を通じ、親事業者に対して以下の配慮を要請しております。

- ① サプライチェーンの毀損等を理由にして、通常支払われる対価より低い下請代金の設定を行わないこと。
- ② 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や部品の調達業務の委託を行わないこと。
- ③ 下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること。

親事業者から、不当な発注等を受けた場合は、どこに相談すればいいの？

【お問合せ先】

下請かけこみ寺：0120-418-618 までご連絡下さい。

官公需における配慮要請

官公需の発注にあたって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、特段の配慮を行うよう、3月3日（火）に各府省等へ配慮要請を発出。

どんな配慮を要請しているの？

① 柔軟な納期・工期の設定・変更及び迅速な支払

中小企業・小規模事業者との物件等の契約において、例えば翌年度にわたる納期の変更など、年度末等の納期・工期について柔軟な対応を行うとともに、支払時期については、発注に係る工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに支払いを行うよう努めること。

② 適切な予定価格の見直し

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格の見直しを行うこと。

③ 各府省等の官公需相談窓口における相談対応

各府省等の官公需相談窓口において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応すること。

【お問合せ先】

各府省等の官公需相談窓口

※問い合わせ先一覧については追って掲載させていただきます。

雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

助成内容

【助成率】大企業1/2、中小企業2/3

【支給限度日数】1年間で100日（3年間で150日）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置①

※休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用します。

【特例の対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※日本人観光客の減少の影響を受ける観光関連産業や、部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象となります。

【特例措置の内容】

- ①休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能。
- ②生産指標（売上高等10%減）の確認対象期間を3か月から1か月に短縮。
- ③雇用指標（最近3か月の平均値）が対前年比で増加している場合も対象。
- ④事業所設置後、1年未満の事業主も対象。

詳細は、 **厚生労働省 雇用調整助成金**  で検索

<https://www.mhlw.go.jp/content/000602567.pdf>

【お問合せ先】最寄りの都道府県労働局

※経済産業省HP特設ページ内の「雇用調整助成金に関する主なお問い合わせ先一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



雇用調整助成金の特例措置

(自治体が緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域)

更に、自治体の長が一定期間の緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域（現時点では北海道のみ）の事業主に対しては、特例的に、生産指標が低下したものとみなし、また正規・非正規を問わず対象とした上で、助成率を上げます。

助成内容

【助成率】大企業2/3、中小企業4/5

【支給限度日数】1年間で100日（3年間で150日）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置②

※休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用します。

【特例の対象となる事業者】

緊急事態宣言を発出して活動自粛を要請している地域に所在する事業主

【特例措置の内容】

- ①休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能。
- ②生産指標要件（売上高等10%減）は満たしたものと扱う。
- ③雇用指標（最近3か月の平均値）が対前年比で増加している場合も対象。
- ④事業所設置後、1年未満の事業主も対象。
- ⑤助成率を大企業2/3、中小企業4/5に引上げ。
- ⑥非正規も含めた雇用者に対する休業手当が対象。

※下線部分が緊急事態宣言を発出して活動自粛を要請している地域のみで拡充される内容。

詳細は、 **厚生労働省 雇用調整助成金** で検索

【お問合せ先】最寄りの都道府県労働局

※経済産業省HP特設ページ内の「雇用調整助成金に関する主なお問い合わせ先一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



小学校等の臨時休業に伴う 保護者の休暇取得支援

① 資金繰り

② 設備投資・販路開拓

③ 経営環境の整備

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設します。

【対象事業主】

①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業者主

①新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等（※）に通う子

※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子

【支給額】

休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※支給額は8,330円を日額上限とする。※大企業、中小企業ともに同様

【適用日】

令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

※雇用保険被保険者に対しては、労働保険特会から支給、それ以外は一般会計から支給

さらなる詳細については、速やかに検討を進め、公表いたします。

【お問合せ先】

厚生労働省 雇用環境・均等局職業生活両立課
03-3595-3274

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

テレワークに関する情報提供

感染拡大防止にあたっては、テレワークも有効な手段です。
テレワーク導入企業の事例や相談窓口をご紹介します。

1. テレワーク導入事例の紹介

テレワーク先進企業では以下の取組が実施されています。

○業務内容を整理した結果、技術部門の社員や勤務社労士であればパソコンでの業務が多く、成果が見える業務のため、テレワークが可能であると判断。合わせてテレビ会議の仕組みを導入。（製造業）

○持ち帰り専用のノートPCから社内ネットワークへのアクセスできる仕組みを整備。またコミュニケーションツールを活用し、ウェブ会議やチャットなどでオフィスとコミュニケーションを図れるようにした。（サービス業）

これ以外にも以下のサイトにて優れた事例を紹介しております。
テレワーク関連情報もまとめて掲載されておりますので、ご確認ください。

① テレワーク情報サイト（総務省）

🔍 テレワーク情報サイト で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



② テレワーク総合ポータルサイト（厚生労働省）

🔍 テレワーク総合ポータルサイト で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



2. テレワーク相談センター（厚生労働省）

テレワークに関する様々な相談に無償で対応しています。

平日9時～17時（土日祝日除く）

電話：0120-91-6479

メール：sodan@japan-telework.or.jp

テレワーク導入に ご活用いただける支援策

1. テレワークマネージャー派遣事業

テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家が無料で、WEB及び電話によるコンサルティングを実施します。

【相談実施期間】2020年3月31日（火）まで

【応募期限】2020年3月24日（火）まで

【支援回数】1団体あたり最大3回（1回あたり最大2時間）

【費用】コンサルティング費用は無料、通信料は利用者負担

詳細・応募方法は右のQRコードよりご確認ください。



2. 時間外労働等改善助成金特例コース（テレワークコース）

今般の新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入した中小企業事業主を支援するため、特例的なコースを新たに設けることとしました。

概要は右のQRコードよりご確認ください。さらなる詳細については、速やかに検討を進め、公表いたします。



3. IT導入補助（生産性革命推進事業の内数）（再掲）

事業継続性確保の観点から、業務効率化ツールと共にテレワークツールの導入を支援します。（8ページ参照）

4. 税制面での支援（少額減価償却資産の特例）

中小企業は、テレワーク用設備（パソコンやソフトウェア）※についても、全額損金算入することが可能です。

※取得価額が30万円未満の設備に限ります。取得価額が30万円以上の設備を導入する場合には、「中小企業経営強化税制」がご活用いただけます。

詳細・申請方法は「中小企業税制パンフレット」をご確認ください。



中小企業税制パンフレットで検索、または右のQRコードよりご確認ください。※22ページに記載しております。



現地進出企業・現地情報 及びジェトロ相談窓口

① 資金繰り

② 設備投資・販路開拓

③ 経営環境の整備

ジェトロ（日本貿易振興機構）HPにて、新型コロナウイルス感染症の影響等に関する様々な情報を紹介中。

① 操業再開に向けた中国の省市別支援策

省市別にご活用いただける支援策を紹介しています。

例えば、広東省政府は、企業の業務再開に向けた対応・支援策、雇用コスト・経営負担の低減策、政府支援の拡大などを打ち出しています。

② ビジネス短信の発信

ビジネス短信では、世界主要国・地域の政治・経済に関する制度、統計、市場動向などを発信。世界各地のコロナウイルス関連情報をご確認いただけます。

③ 新型コロナウイルス関連相談窓口

ジェトロでは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた中小企業等に対する相談窓口を設置しています。

平日9時～12時/13時～17時（土日祝日除く）
東京03-3582-5651

例えば、こんなご相談をいただいています。

- （１）新型コロナウイルスの感染流行による契約の不履行で不可抗力条項が適用できるか
- （２）中国政府による企業支援策と日系企業の利用可能性・手続きについて

詳細は、 ジェトロ  検索、または、

以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。

<https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/>



輸出入手続きの緩和等について

新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれることから、新たな特例措置も含め、貿易管理上の注意事項を以下のとおりまとめました。

1. 輸入関連

輸入承認証の有効期間が過ぎるおそれのある場合

→ 有効期間の延長を申請することが可能です。

関税割当証明書の有効期間が過ぎるおそれのある場合

→ 有効期間を期間満了日の翌日から30日を超えない範囲で延長することの申請が可能です。

2. 輸出関連

輸出許可証又は輸出承認証の有効期間が過ぎるおそれのある場合

→ 有効期間の延長を申請することが可能です。

輸出許可証に付された条件の履行を期限までに行えない場合

→ 令和2年3月31日までに履行期限が到来するものについては、一律、令和2年3月31日まで履行期限を延長します。

なお、輸出入ともに、各国政府機関等により、ワシントン条約に基づき発行された輸出許可証等、ダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき発行されたキンバリー・プロセス証明書又は日本商工会議所により発行された特定原産地証明書等については、延長はできませんので、ご注意ください。

【お問合せ先】

本省貿易管理部、各経済産業局・通商事務所等

※連絡先は経済産業省HP特設ページ内の「輸出入手続きの緩和等に関する問合せ窓口」または右のQRコードよりご確認ください。

